

京都大学地域研究統合情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、京都大学地域研究統合情報センター(以下「地域研究統合情報センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域研究統合情報センターは、地域研究に関する情報資源を統合し、相関型地域研究を行うとともに、全国の大学その他の研究機関の研究者の共同利用に供することを目的とする。

(センター長)

第3条 地域研究統合情報センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、地域研究統合情報センターの所務を掌理する。

(協議員会)

第4条 地域研究統合情報センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第5条 地域研究統合情報センターに、その運営に関する重要事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(研究部門)

第6条 地域研究統合情報センターに、次に掲げる研究部門を置く。

地域相関研究部門

情報資源研究部門

高次情報処理研究部門

地域研究国内客員研究部門

地域研究国外客員研究部門

(事務組織)

第7条 地域研究統合情報センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。

(内部組織)

第8条 この規程に定めるもののほか、地域研究統合情報センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。